証券コード　523A
2026年8月7日

株　主　各　位

（電子提供措置の開始日　2026年8月4日）
愛知県名古屋市中区錦一丁目8番11号

株式会社セイワホールディングス
代表取締役　野見山　勇　大

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://seiwaholdings.co.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/523A/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セイワホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「523A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年8月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年8月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2．場　　所　名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル　5階　栄ガスホール
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第6期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第6期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

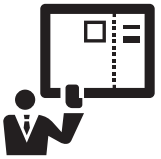
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 新株予約権等の状況
② 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
③ 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎ご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

◎本総会はクールビズ（軽装）で実施いたします。株主様におかれましても軽装でお越しくださいますようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年8月25日（火曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年8月25日（火曜日）
午後6時到着分まで



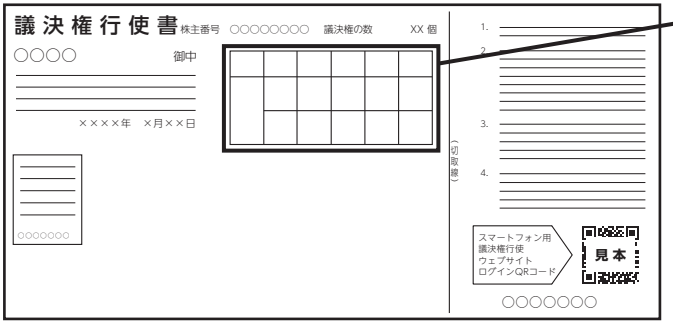
株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年8月26日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案		
● 全員賛成の場合	≫	「賛」の欄に○印
● 全員反対する場合	≫	「否」の欄に○印
● 一部の候補者を反対する場合	≫	「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

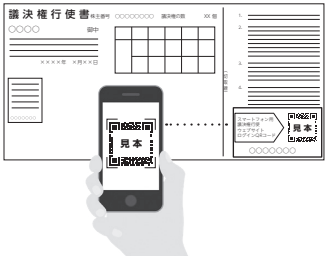
・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

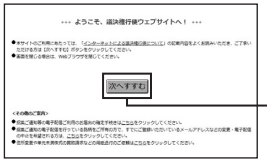
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

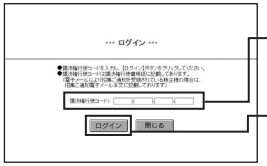
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
スマートフォンやパソコンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

株主総会参考書類

議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営戦略を機動的に実現できる体制整備の構築を図るべく、取締役を1名減員し、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、各候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	野見山　勇大（のみやま　ゆうた） （1992年4月13日）	2015年4月　有限会社セイワ工業（現　株式会社セイワ工業）入社 2019年3月　同社　代表取締役就任（現任） 2021年1月　当社設立　代表取締役　就任（現任） （重要な兼職の状況） 代表取締役：株式会社セイワ工業、光誠産業株式会社、三陽電工株式会社、三重工業株式会社、株式会社カケンジェネックス、日本計器株式会社、株式会社金谷塗装工業所、株式会社冨士鍍金工業所 取締役　：株式会社平野製作所、タマ化工株式会社、株式会社JOB、日本興業株式会社	10,435,500株
	選任理由 野見山勇大氏は、当社の創業者であり、独自の事業承継プラットフォームビジネスを構築してグループの急成長を牽引してまいりました。持株会社化以降も代表取締役として経営戦略を主導し、2026年3月に東京証券取引所グロース市場への新規上場を達成いたしました。中小製造業のM&Aやグループ経営に関する知見とリーダーシップは、今後の持続的な成長と企業価値向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>ふりがな
氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所　有　す　る
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>いかわ　みちなり
井川　径成
（1989年1月5日）</td><td>2011年4月　岡谷鋼機株式会社　入社
2019年11月　デロイトトーマツコンサルティング合同会社（現　合同会社デロイト　トーマツ）　入社
2020年10月　有限会社セイワ工業（現　株式会社セイワ工業）　入社
2021年1月　当社　取締役最高財務責任者　就任
2023年1月　当社　取締役副社長　就任（現任）
（重要な兼職の状況）
取締役　：光誠産業株式会社、三陽電工株式会社、日本計器株式会社、株式会社開伸
監査役　：株式会社JOB、日本興業株式会社</td><td>121,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">選任理由
井川径成氏は、大手専門商社やコンサルティングファームで培った高度な財務・経営管理の専門知識を有しております。当社参画後は、最高財務責任者及び取締役副社長として財務戦略の構築や「セイワプラットフォーム」の進化を主導し、当社の新規上場を成功に導きました。同氏の豊富な実務実績とガバナンス体制構築に関する高い能力は、上場企業としての健全な経営と持続的な発展に不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）1. 野見山勇大氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を追及する訴訟により生じた損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者の重大な過失を除く）。各候補者が取締役に再任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

事　業　報　告

（自　2025年６月１日
至　2026年５月31日）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や堅調な設備投資需要などを背景に、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、外国為替市場における歴史的な円安の進行や地政学的リスクに伴うエネルギー・原材料価格の高止まり、さらには深刻化する労働力不足や物流コストの上昇など、国内の中小製造業を取り巻く経営環境は、コスト負担の増大やサプライチェーンへの影響を含め、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境の下、当社グループのモノづくり事業におきましては、原材料高や人手不足への対応として、省力化・自動化投資や、適正な価格転嫁（プライシング）への取り組みを進めました。また、事業承継を目的としたM&A市場においては、優良な技術や地盤を持つ中小製造企業の存続・発展に向けたニーズが引き続き堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は8,011百万円（前連結会計年度比3.1％増）、営業利益は1,502百万円（同114.6％増）、税引前利益は1,364百万円（同141.9％増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,080百万円（同229.8％増）となりました。

当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当社グループは、当連結会計年度中において、生産性向上に資する機械などに119百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当社は、東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募増資による3,720,000株の新株発行により、4,278百万円の資金を調達いたしました。

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,000百万円の調達を行いました。また、今後の機動的なM&Aの実行を可能とすること及び金利負担の減少を目的として、総額3,250百万円の当座貸越枠及びコミットメントラインを新たに設定しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2025年6月2日を効力発生日として、株式会社勝山塗装工業所の工業塗装事業を当社子会社のタマ化工株式会社に承継させる事業譲受を行いました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社金谷塗装工業所と株式会社金谷商事は、2025年6月1日を効力発生日として、株式会社金谷塗装工業所を存続会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年9月8日を効力発生日として、子会社であった株式会社ブレンズの全株式を株式会社タイセイプラスに譲渡いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第３期 (2023年５月期)	第４期 (2024年５月期)	第５期 (2025年５月期)	第６期 (当連結会計年度) (2026年５月期)
売上収益 (百万円)	－	7,276	7,769	8,011
営業利益 (百万円)	－	471	700	1,502
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	－	281	327	1,080
基本的１株当たり当期利益 (円)	－	20.92	23.34	68.43
資産合計 (百万円)	－	7,914	11,274	14,719
資本合計 (百万円)	－	△174	842	6,266
１株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	－	△12.97	55.85	327.95

(注) 1. 当連結会計年度より、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して連結計算書類を作成しており、IFRS移行日（2023年6月1日）以降の第4期及び第5期については参考情報として記載しております。

2. 当社は、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社セイワ工業	10百万円	100%	溶接・製缶加工
東栄コーティング株式会社	10	100	めっき加工
光誠産業株式会社	10	100 (100)	鋼構造物製造・販売
三陽電工株式会社	10	100	電線・ケーブル製造・販売
三重工業株式会社	10	100	ゴム成形機製造・販売
株式会社平野製作所	10	100	溶接・製缶加工
タマ化工株式会社	10	100	カチオン電着塗装
株式会社カケンジェネックス	10	100	成形アシスト装置製造・販売
株式会社JOB	50	100	土木事業
日本計器株式会社	10	100	液面計製造・販売
株式会社開伸	10	100	プラスチックケースの製造・販売
日本興業株式会社	20	100	土木事業
株式会社金谷塗装工業所	10	100	カチオン電着塗装
株式会社冨士鍍金工業所	10	100 (100)	めっき加工

(注) 1．議決権比率の欄の（ ）内は間接保有比率であります。

2．連結子会社でありました株式会社ブレンズの全株式を2025年9月8日付で譲渡しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、M&Aによる事業承継を通じて後継者不在の課題の解決を図り、グループ会社の成長を通じた企業価値向上のため、「目指す世界観」を定めております。

「目指す世界観」～セイワホールディングスが実現したい世界～	
MISSION	たたむにはもったいない中小企業を受け継ぎ、 選ばれ続けるモノづくりグループをつくる
VISION	モノづくりネットワークによる「期待を超える提案」 「安全で、働きがいのある職場作り」「長年培われた思い、技術の伝承」
VALUE	挑戦・感動・素直・責任

「目指す世界観」を実現するため、以下の課題に注力してまいります。

① M&A対象企業の発掘・事業の成長

当社グループはM&A案件の発掘に際し、金融機関、M&A仲介会社等様々なリソースを活用し、精緻な企業分析、M&A後の成長戦略、PMI戦略、グループシナジー等を十分に勘案した上で戦略化・実行していくことが重要であると認識しております。上記のプロセスを経て、当社として投資を検討するターゲット案件に対しては、当社取締役を中心とした経営層及び関係部門において案件の初期検討から最終意思決定に至るまで、事業性・成長戦略・PMIの実行可能性・リスク・投資条件を多面的に確認し、当社グループの成長に結び付くM&Aの実行に注力してまいります。

② 経営管理人財の採用・育成強化

当社グループの最も重要な経営資源は人財であり、事業承継後の経営管理人財の派遣を行う上で人財の採用・育成強化は継続的な経営課題であると認識しております。当社グループは将来の経営管理人財を輩出するために、継続して採用活動を行っており、自社の理念・文化を体現し、事業承継後の収益力向上を実現できる人財の育成に注力してまいります。適性があると判断した人財は派遣先のグループ会社の取締役に選任するなどし、その能力を遺憾なく発揮できる体制を構築してまいります。

③　ITを活用した現場改革

日本の中小製造業の課題として、技術伝承とIT化の遅れが深刻になっております。この問題は海外企業との競争が激化した昨今では非常に大きな課題であり、当社グループとしても積極的に当分野への投資を行っております。多くのPMIを経験する中で、中小企業に適したITツールの選定や導入マニュアルの構築を可能にしました。また、現在は職人に頼っていた「勘やコツ」と言われる部分をAIを用いて代替する研究も進めております。工程作成を自社独自のAIツールを開発することにより、誰でも容易にできるようにするなど、今後も当分野への積極投資を継続してまいります。

④　財務体質の改善

当社グループの成長戦略であるM&Aによる買収時に、有利子負債が増加する可能性があるため、安定したキャッシュ・フローの創出に加え、金融機関とのより一層の関係強化等により、財務体質のさらなる強化に努めてまいります。

⑤　グループ管理体制の確立

当社グループは、新たな会社をグループ内に迎え入れ、既存グループ会社とのシナジーやセイワプラットフォームの活用により成長させていく事業モデルとなっております。定期的にグループ各社の幹部を集めた方針説明会を開催し一体感を図るとともに、予算管理を通じてグループ管理体制の確立に努めてまいります。

⑥　内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

当社グループが効率的に拡大できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を重要な課題として認識しております。これまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って、管理系の各部署における優秀な人財の採用・確保、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員監査の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行っていく方針です。

(5) 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

当社グループは、モノづくり事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、グループ各社の事業内容は次のとおりであります。

会　　社　　名	主　　な　　事　　業
株式会社セイワホールディングス	事業承継M&A
株式会社セイワ工業	溶接・製缶加工
東栄コーティング株式会社	めっき加工
光誠産業株式会社	鋼構造物製造・販売
三陽電工株式会社	電線・ケーブル製造・販売
三重工業株式会社	ゴム成形機製造・販売
株式会社平野製作所	溶接・製缶加工
タマ化工株式会社	カチオン電着塗装
株式会社カケンジェネックス	成形アシスト装置製造・販売
株式会社ＪＯＢ	土木事業
日本計器株式会社	液面計製造・販売
株式会社開伸	プラスチックケースの製造・販売
日本興業株式会社	土木事業
株式会社金谷塗装工業所	カチオン電着塗装
株式会社冨士鍍金工業所	めっき加工

(6) 主要な営業所及び工場（2026年5月31日現在）

① 当社

本　　社	愛知県名古屋市中区錦一丁目８番11号

② 子会社

会　社　名	主要な営業所及び工場の名称及びその所在地
株式会社セイワ工業	本社及び工場：三重県桑名郡
東栄コーティング株式会社	本社及び工場：岐阜県岐阜市
光誠産業株式会社	本社：千葉県柏市 工場：東京都足立区
三陽電工株式会社	本社及び工場：埼玉県戸田市
三重工業株式会社	本社及び工場：千葉県市原市
株式会社平野製作所	本社及び工場：岐阜県美濃市
タマ化工株式会社	本社及び工場：東京都立川市 工場：埼玉県東松山市
株式会社カケンジェネックス	本社及び工場：千葉県松戸市
株式会社ＪＯＢ	本社：愛知県碧南市
日本計器株式会社	本社及び工場：大阪府柏原市
株式会社開伸	本社及び工場：滋賀県長浜市
日本興業株式会社	本社：三重県桑名市
株式会社金谷塗装工業所	本社及び工場：群馬県太田市
株式会社冨士鍍金工業所	本社及び工場：愛知県犬山市 工場：岐阜県各務原市

(7) 従業員の状況（2026年5月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
モノづくり事業	351（28）名	4名減（9名減）
合計	351（28）	4名減（9名減）

（注）1.従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び契約社員を含み、派遣社員は除く。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2.当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38（0）名	6名増	40.3歳	2.6年

（注）従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び契約社員を含み、派遣社員は除く。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年5月31日現在）

借入先	借入額
株式会社あいち銀行	2,182百万円
豊田信用金庫	872
株式会社みずほ銀行	624

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 当社は、2025年6月30日に本社を名古屋市中区錦一丁目8番11号に移転いたしました。
② 当社は、2026年3月27日に東京証券取引所グロース市場へ株式を上場いたしました。
③ 当社の連結子会社である株式会社冨士鍍金工業所は、2026年6月3日に三鷹金属工業株式会社との間で同社の営む金属表面処理（めっき）事業を譲り受ける旨の契約を締結し、2026年6月19日に当該事業の譲受を実行いたしました 。

④ 当社は、2026年6月24日開催の取締役会において、株式会社大庭塗装工業所の株式を取得し、子会社化することについて決議し、2026年6月30日に契約締結及び株式譲渡の実行をいたしました 。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年5月31日現在）

① 発行可能株式総数　60,340,000株

（注）2026年1月8日付で実施した株式分割(普通株式1株を100株に分割)に伴い、発行可能株式総数は60,100,000株増加しております。

② 発行済株式の総数　19,106,700株

（注）1．株式分割(普通株式1株を100株に分割)により、発行済株式の総数は14,934,150株増加しております。
2．公募増資により、発行済株式の総数は3,720,000株増加しております。
3．ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は301,700株増加しております。

③ 株主数　4,793名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
野見山勇大	10,435,500株	54.61%
石田克史	1,365,800	7.14
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,129,900	5.91
野村信託銀行株式会社（投信口）	758,000	3.96
ＤＢＣ１号投資事業有限責任組合	479,500	2.50
ＭＳＩＰ　ＣＬＩＥＮＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	460,400	2.40
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	364,600	1.90
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN（CASHPB）	281,960	1.47
楽天証券株式会社共有口	167,000	0.87
BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS	150,000	0.78

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項
2026年3月26日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数は3,720,000株増加しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年5月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	野見山　勇大	株式会社セイワ工業　代表取締役 光誠産業株式会社　代表取締役 三陽電工株式会社　代表取締役 三重工業株式会社　代表取締役 株式会社平野製作所　取締役 タマ化工株式会社　取締役 株式会社カケンジェネックス　代表取締役 株式会社JOB　取締役 日本計器株式会社　代表取締役 日本興業株式会社　取締役 株式会社金谷塗装工業所　代表取締役 株式会社富士鍍金工業所　代表取締役
取締役副社長	井川径成	光誠産業株式会社　取締役 三陽電工株式会社　取締役 株式会社JOB　監査役 日本計器株式会社　取締役 株式会社開伸　取締役 日本興業株式会社　監査役
取締役	児玉栄司	株式会社平野製作所　代表取締役 株式会社開伸　代表取締役
取締役 （常勤監査等委員）	三宅悠介	三宅悠介公認会計士事務所　代表
取締役 （監査等委員）	木村哲也	旭鉄工株式会社　代表取締役社長 i Smart Technologies株式会社　代表取締役社長
取締役 （監査等委員）	林　友梨	中村・林法律事務所　パートナー

（注）1. 取締役（監査等委員）木村哲也氏及び林友梨氏は、社外取締役であります。

2. 取締役（常勤監査等委員）三宅悠介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 取締役（監査等委員）林友梨氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために三宅悠介氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

① 2025年8月28日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって、取締役森祐介氏は任期満了により退任いたしました。

② 2025年8月28日開催の第5回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役三宅悠介氏及び林友梨氏は、任期満了により退任し、取締役

（監査等委員）に就任しております。
また、木村哲也氏は、2025年8月28日開催の第5回定時株主総会決議に基づき、同日付で取締役を任期満了により退任し、取締役（監査等委員）に就任しております。

6. 当社は、取締役（監査等委員）木村哲也氏及び林友梨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）木村哲也氏及び林友梨氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を塡補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や意図的な法令違反、私利追求行為等に起因する損害の場合には塡補の対象としないこととしております。

④　取締役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	57 (0)	42 (0)	－ (－)	14 (－)	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12 (3)	10 (3)	－ (－)	2 (－)	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	1 (0)	1 (0)	－ (－)	0 (－)	2 (1)
合計 （うち社外役員）	71 (4)	54 (4)	－ (－)	17 (－)	7 (2)

（注）1.　上記には、2025年8月28日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役1名）を含めております。なお当社は、2025年8月28日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2.　2025年8月28日の監査等委員会設置会社への移行に伴い、同一の役員が複数の区分に重複して含まれているため、対象となる役員の員数の合計欄には重複を除いた実支給人数を記載しております。

3.　取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ．非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権（ストックオプション）であり、割当ての際の条件等は「ニ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

ハ．株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2022年8月31日開催の第2回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の報酬限度額は、2022年8月31日開催の第2回定時株主総会において、年額15百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる監査役の員数は1名です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2025年8月28日開催の第5回定時株主総会において、年額300百

万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は3名です。監査等委員の報酬限度額は、2025年8月28日開催の第５回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象となる監査等委員の員数は3名です。

二．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年8月28日開催の取締役会において役員報酬規程の改定を決議しており、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、当該規程において定めております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が役員報酬規程に定める決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

ａ．基本報酬に関する方針

固定報酬としての基本報酬は、各取締役の役位、職責、在任年数及び当社グループ各社の業績等を総合考慮して決定する。

ｂ．非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬としての新株予約権（ストックオプション）は、各取締役の役位、職責、在任年数及び当社グループ各社の業績等を総合考慮して決定する。

ｃ．報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬等の種類ごとの割合は、原則として固定報酬としての基本報酬を主とし、健全なインセンティブとして機能するよう、各取締役の役位、職責等を考慮して他の種類の報酬等の支給割合を決定する。

ｄ．報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬については、月額で設定し毎月定められた日程で支給する。非金銭報酬については、株主総会において承認を得た条件及び時期に則って支給する。

ホ．取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮した上で、取締役会により決定しております。監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、常勤・非常勤による関与度等を踏まえつつ、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）木村哲也氏は、旭鉄工株式会社の代表取締役社長及びi Smart Technologies株式会社の代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）林友梨氏は、中村・林法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	木村哲也	当事業年度において開催された取締役会24回のうち、取締役（監査等委員を除く）として4回、監査等委員として20回出席し、長年にわたる製造業に関する豊富な経験と知見から客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言と監査を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会10回のうち10回出席し、監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	林友梨	当事業年度において開催された取締役会24回のうち、監査役として4回、監査等委員として20回出席し、弁護士としての専門的見地から客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言と監査を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査役協議会2回のうち2回、監査等委員会10回のうち10回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　仰星監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めておりません。

4．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長途上であるため、財務体質の強化、当社の事業分野での競争力の確保を経営上の重要課題と認識しております。そのため、当社は創業以来配当を実施しておらず、内部留保を充実させ、事業効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては、配当実施の可能性、その実施時期等については未定であります。

連結財政状態計算書

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**8,207**	**流動負債**	**3,601**
現金及び現金同等物	6,170	営業債務及びその他の債務	778
営業債権及びその他の債権	1,299	未払法人所得税	192
棚卸資産	504	社債及び借入金	1,898
その他の金融資産	88	リース負債	115
その他の流動資産	145	その他の流動負債	615
非流動資産	**6,512**	**非流動負債**	**4,852**
有形固定資産	2,878	社債及び借入金	3,454
使用権資産	606	リース負債	481
のれん	1,464	退職給付に係る負債	41
無形資産	1,297	引当金	112
その他の金融資産	189	繰延税金負債	590
繰延税金資産	67	その他の非流動負債	170
その他の非流動資産	7	**負債合計**	**8,453**
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	**6,266**
		資本金	82
		資本剰余金	5,212
		利益剰余金	933
		その他の資本の構成要素	37
		資本合計	**6,266**
資産合計	**14,719**	**負債及び資本合計**	**14,719**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2025年６月１日
至　2026年５月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	**8,011**
売上原価	**5,161**
売上総利益	**2,850**
販売費及び一般管理費	**1,695**
その他の収益	**364**
その他の費用	**17**
営業利益	**1,502**
金融収益	**13**
金融費用	**151**
税引前利益	**1,364**
法人所得税費用	**283**
当期利益	**1,080**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	**1,080**
当期利益	**1,080**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**4,442**	**流動負債**	**1,675**
現金及び預金	4,168	短期借入金	1,000
その他	273	1年内返済予定の長期借入金	556
		その他	119
固定資産	**6,910**	**固定負債**	**4,142**
有形固定資産	**7**	長期借入金	2,306
		関係会社長期借入金	1,830
無形固定資産	**226**	その他	5
		負債合計	**5,818**
投資その他の資産	**6,676**	**(純資産の部)**	
関係会社株式	4,521	**株主資本**	**5,506**
関係会社長期貸付金	2,144	**資本金**	**82**
その他	10	**資本剰余金**	**5,139**
		資本準備金	12
		その他資本剰余金	5,126
		利益剰余金	**284**
		その他利益剰余金	284
		繰越利益剰余金	284
		新株予約権	**28**
		純資産合計	**5,535**
資産合計	**11,353**	**負債純資産合計**	**11,353**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2025年６月１日
至　2026年５月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**668**
営業費用		**511**
営業利益		**157**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	20	
特許権使用料	34	
その他	2	57
営業外費用		
支払利息	68	
株式交付費	33	
減価償却費	31	
その他	15	148
経常利益		**65**
特別損失		
固定資産処分損	0	0
税引前当期純利益		**65**
法人税、住民税及び事業税	1	
法人税等調整額	1	2
当期純利益		**62**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年７月27日

株式会社セイワホールディングス
　取締役会　御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川　合　利　弥

指定社員
業務執行社員　公認会計士　越　智　智　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社セイワホールディングスの2025年６月１日から2026年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社セイワホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年７月27日

株式会社セイワホールディングス
　取締役会　御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川　合　利　弥

指定社員
業務執行社員　公認会計士　越　智　智　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社セイワホールディングスの2025年６月１日から2026年５月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年６月１日から2026年５月31日までの第６期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年７月27日

株式会社セイワホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員　三　宅　悠　介　㊞

監　査　等　委　員　木　村　哲　也　㊞

監　査　等　委　員　林　　友　梨　㊞

（注）監査等委員木村哲也及び林友梨は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場

栄ガスビル５階　栄ガスホール

住　所：名古屋市中区栄三丁目15番33号

交通

地下鉄　東山線・名城線「栄」駅下車　サカエチカ６番出口　徒歩５分

名城線「矢場町」駅下車　６番出口　徒歩３分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

※本総会はクールビズ（軽装）で実施いたします。株主様におかれましても軽装でお越しくださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080 www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。